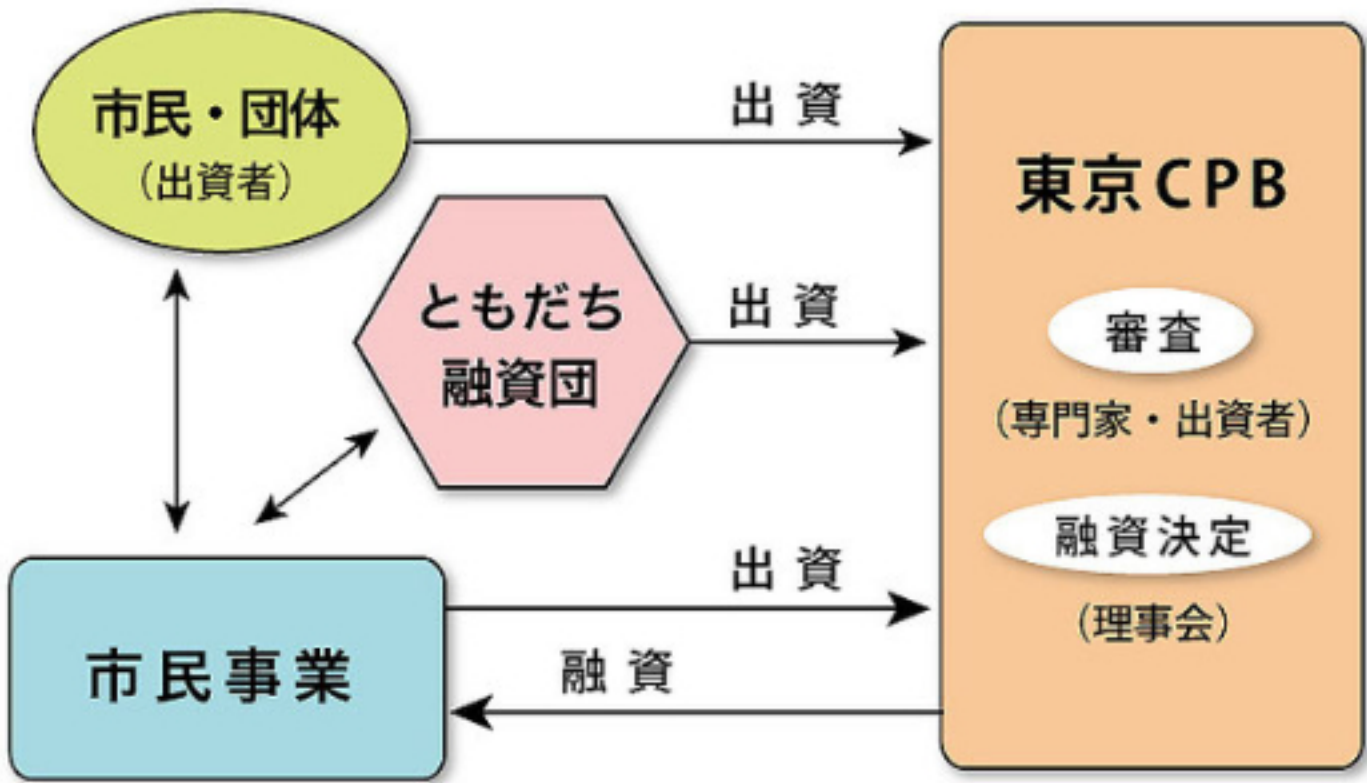


出資について

東京コミュニティパワーバンクは、地域を豊かにする活動を広げるため、市民事業に融資をしています。その原資は市民の出資によるもので、新しい地域社会を作り、育てていくために活用されています。

あなたも、自分たちの住む地域の社会的な事業（介護・障がい者福祉、子育て支援、環境保全・・・etc）を応援しませんか？



◆ 出資案内 2022年度を持ちまして終了しました。

- 出資の種類
「通常出資」と「ともだち融資団への出資」([融資について](#)/ともだち融資団の項参照)の二種があります。
- 募集対象
東京コミュニティパワーバンクー東京CPB一の活動内容に賛同する
(1) 法人その他の団体
(2) 18歳以上の個人（後見人の同意があれば18歳未満の個人も可）
- 出資金額
個人：1口 5万円 1口以上
団体：1口 5万円 3口以上
- 資金使途
地域を豊かにする社会的事業への融資財源となります。

●お申し込み手続き 2022年度を持ちまして終了しました。

- ・こちらの[東京CPB出資募集要項](#)をよくお読みください。
- ・東京CPBー東京コミュニティパワーバンク＜新規・追加＞申込書をダウンロードし、枠内にご記入いただき、ご捺印の上、東京CPB宛ご郵送ください。
- ・東京CPB理事会での承諾手続きを経た上で振込先をご連絡いたします。
- ・出資金をお振込ください。(振込手数料はご負担をお願いしております。)
- ・出資金の入金を東京CPBにて確認した時点で会員となります。会員証兼加入時出資金受領書をお送りします。

- 議決権について
会員は、口数の多少にかかわらず、総会において各1個の議決権及び選挙権を有します。

- 会員の方には
・年2～3回発行する『東京CPB通信』を、Eメールまたは郵送にてお送りし、情報をお届けします。
- ・通常年1回開催する東京CPB総会のお知らせと議案書をお届けします。

◆ 出資にあたっての注意事項 2022年度を持ちまして終了しました。

- 配当について
2006年、高金利で詐欺まがいの投資商品を勧誘する業者から消費者を守るため、金融商品取引法が施行されました。東京CPBのような非営利で社会性の高い市民金融も同様に厳しい規制がかけられることになりましたが、剰余金の分配、出資額を超える出資の払戻しを行わないこと、解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付又は生活困窮者を支援するための貸付を行うことを事業の主たる目的とする法人または国もしくは地方公共団体に帰属させることを条件に同法の適用除外となりました。このことから、金銭配当をすることはできなくなりました。社会が豊かになることが、東京CPBから出資者の方への配当です。
- 出資金の払い戻しについて
東京CPBからの退会、出資金の払い戻しは、原則として年度末に行います。
融資審査は、返済可能性、事業の社会性を重視し、慎重に行なっておりますが、貸倒等の発生により原資となる出資金が目減りする可能性があります。その場合に備え、貸倒引当金を計上し、劣後出資を設定する等会員への払い戻しが減額されることを防ぐよう努力しておりますが、出資金は、原資が保証されるものではないことをご了解ください。
- 変更等の手続き
・住所等お申し出の事項に変更があった場合は、必ずお知らせください。